

令和3年11月

第2回臨時会会議録

亀山市議会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月11日】

1 鈴木達夫（大樹） 5～11ページ

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
 - (1) 事業の概要について
 - (2) 対象事業者について
 - (3) 事業の財源について

2 森 美和子（公明党） 11～18ページ

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
 - (1) ワクチンの確保について
 - (2) 接種対象者について
 - (3) 接種券の配布方法について
 - (4) 接種の優先順位について
 - (5) 接種場所について
 - (6) 職域接種を受けた方について
 - (7) 12歳から15歳の接種について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費及び第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

3 福沢美由紀（日本共産党） 18～25ページ

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費 放課後児童クラブ運営費の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 3 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、施設管理費及び施設整備費

並びに、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、施設管理費の増額補正について
(1) 補正の内容について

4 森 英之 (結) 26～32ページ

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について
 - (1) ブースター接種の準備の具体的な内容について
 - (2) 令和4年度以降に実施する事業は今回の補正予算に含まれるのか
 - (3) 事業に対応する人員について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
 - (1) 今回の経済支援の内容を決めた理由について
 - (2) 対象事業者への周知方法について
 - (3) 事業の財源について
- 3 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、施設管理費及び施設整備費並びに、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、施設管理費の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 4 第10款 教育費、第2項 小学校費及び第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正について
 - (1) 小・中学校に配備している1人1台タブレット端末へのセキュリティ対策の必要性とその内容について

5 伊藤彦太郎 (勇政) 32～38ページ

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

- 1 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金及び、第7目 教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金並びに、第16款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金の増額補正について
 - (1) 補助金の目的や活用の考え方について
- 2 歳出 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
 - (1) 事業の運用について

令和3年11月11日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和3年11月11日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀淵輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君

監査委員事務局長 木崎保光君

選挙管理委員会
事務局長

松村大君

●事務局職員

事務局長 渡邊靖文
書記 新山さおり

議事調査課長 大泉明彦
書記 西口幸伸

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(中崎孝彦君)

ただいまから令和3年第2回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 新 秀 隆 議員

14番 前 田 耕 一 議員

のご両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から明日12日までの2日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

会期は本日から明日12日までの2日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第4、議案第82号を議題とします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第82号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第6号)についてでございますが、補正額は

歳入歳出それぞれ2億120万円を増額し、補正後の予算総額を238億6,196万6,000円といたしております。

今回の補正予算は新たに取りまとめました新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージ（第6弾）に係る事業費の補正を計上いたしております。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の総合対策パッケージの3本柱の「市民生活の支援」「地域経済の支援」「感染症対策の充実」に沿って、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、「市民生活の支援」でございますが、民生費につきましては、放課後児童クラブの利用自粛に伴い減収となる利用料に対する補填及び、小学校の臨時休業等に伴い午前からの臨時開所を行う放課後児童クラブの運営者に対する補助金等を計上し、教育費につきましては、自宅でのオンライン学習における安全性向上のため、小・中学校に児童・生徒1人に対し1台を配備しているタブレット端末にフィルタリングソフトを導入する経費を計上いたしております。

次に、「地域経済の支援」でございますが、商工費につきましては、停滞している市内経済を事業者支援により循環させるため、販売促進に取り組む市内事業者に対し支援を行うエールチケット事業に係る支援金等を計上いたしております。

次に、「感染症対策の充実」でございますが、衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を迅速に行うため、ブースター接種実施体制の確保に係る経費の増額、教育費につきましては、小・中学校における各教室の換気対策に係る経費を計上いたしております。

一方、歳入におきましては、国庫支出金につきましては、ワクチン接種事業費負担金や地方創生臨時交付金などを、県支出金につきましては、地域子ども・子育て支援事業費補助金を増額し、繰越金につきましては、今回の補正財源として前年度繰越金を増額いたしております。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和3年度一般会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

議案第82号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめた総合対策パッケージ（第6弾）に関するものでございます。

それでは、総合対策パッケージの3本柱である「市民生活の支援」「地域経済の支援」「感染症対策の充実」に沿って、予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧くださいながら、主なものについて順次説明をさせていただきます。

まず、「市民生活の支援」でございますが、11ページをお開きください。

上段の第3款民生費、放課後児童クラブ運営費1,770万円につきましては、緊急事態宣言の発令に伴う放課後児童クラブの利用自粛に係る利用料の減収補填及び小学校の臨時休業等に伴う午前からの臨時開所について、放課後児童クラブ運営者へ交付する補助金等を計上いたしました。こ

これらの財源として、戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

7ページ中段の第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、子ども・子育て支援交付金590万円、第16款県支出金、地域子ども・子育て支援事業費補助金590万円、いずれも3分の1の補助率でございますが、を計上いたしております。

次に、15ページをお願いいたします。

上段の第10款教育費、小学校費の情報教育推進事業、消耗品費1,450万円と下段、中学校費の情報教育推進事業、消耗品費540万円は、自宅でのオンライン学習が安全に行える環境を整えるため、小・中学校に配備している1人1台タブレット端末にフィルタリングソフトを導入する経費を計上いたしました。

次に、「地域経済の支援」でございますが、13ページをお願いいたします。

中段の第7款商工費、経済支援対策事業6,580万円は、感染症による影響が長期化する中で、停滞している市内経済を事業者支援により循環させるため、市内事業者に対し1冊5,000円のチケット購入で6,000円分が利用できるエールチケットを活用し、販売促進に取り組むための支援金、1事業者20万円を支給する経費を計上いたしました。

この財源の一部として、戻っていただきまして7ページをお願いします。

7ページ中段の第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、地方創生臨時交付金2,526万6,000円を計上いたしました。

次に、「感染症対策の充実」でございますが、11ページをお願いいたします。

下段の第4款衛生費、予防衛生事業9,160万円は新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種を迅速に行うため、ブースター接種の実施体制の確保に係る看護師等の報酬、予防接種委託料等の接種に係る経費を計上いたしました。

これらの財源として、戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

7ページ上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、ワクチン接種事業費負担金3,402万1,000円及び中段の第2項国庫補助金、ワクチン接種事業費補助金5,757万9,000円、いずれも補助率10分の10でございますが、を計上させていただいております。

次に、13ページをお願いいたします。

下段の第10款教育費、小学校費の施設管理費420万円、次の施設整備費120万円、めくっていただき、15ページの下段、中学校費の施設管理費80万円は、小・中学校における各教室の換気対策を強化するため、網戸の設置に係る経費を計上いたしました。

これらの財源として、戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページ中段の第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金、小学校費分270万円と、中学校費分40万円、いずれも補助率2分の1でございますが、を計上させていただいております。

最後に歳入でございますが、7ページ下段の第20款、前年度繰越金6,943万4,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上させていただきました。

以上で一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程議案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第82号に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めらるるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

大樹の鈴木です。

新型コロナウイルスも一定の落ち着きを見せながらも、依然として第6波という心配の中で恐々としている毎日のように感じます。

そんな中、今回の私の質疑は商工費、地域経済支援の増額補正予算、エールチケット制度の創設事業であります。

折しも現在、マスコミあるいはネットで一番騒がれているナンバーワンのキーワードは「ばらまき」という言葉でございます。もちろん行政府としては、何らかの目的の中で総合的に最適な政策手段の選択を図ろうと日々努力されているということは察知しますが、今回のこの補正が亀山市として、この事業が新型コロナウイルス感染症の影響で長期化する経済の停滞を打破し循環を図ることの有効な事業であるか、あるいは今言いました、ばらまきという市民感情を払拭し、おおよそ市民の方に納得をしていただく補正予算であるかという確認の意味で質疑をさせていただきます。

まず、今日は私、冒頭の質疑者でありますので、そんな前置きも含みまして、事業の概要について関係する事業者、あるいは市民の方に分かりやすくご説明をしていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対策総合対策パッケージ第6弾の地域経済の支援として実施をいたします、販売促進事業者支援エールチケット事業の概要でございますが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響で停滞している市内経済を事業者支援によりまして循環させるため、亀山エールチケットを活用して販売促進に取り組んでいただく市内事業者に対して、支援金として20万円を交付するものでございます。

今回対象となります市内事業者は、スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンター、病院、調剤薬局等を除く、昨年度実施をいたしました亀山プレミアム付商品券事業「TAKERU」「たちばな」のうち、「たちばな」の対象としておりました小規模事業者のみを今回対象としております。

また、亀山エールチケットにつきましては、取扱店舗にて1冊6,000円分、額面1枚500円が12枚でありますけれども、これを5,000円で購入していただけるプレミアム率20%のチケットということで、これを販売していただきまして、購入された方は来月12月15日から来年3月31日までに、購入した店舗でのみご使用いただけるというものでございます。

市民の皆様をはじめといたしまして、お店を利用される方におかれましては、ぜひこの亀山エールチケットを使用していただきまして、事業者を応援していただいて、また事業者の皆様におかれましても、売上げを伸ばしていただくことで取引する関連事業者への相乗効果、これも期待できる亀山エールチケットを積極的に活用していただいて、販売促進に取り組み、市の経済全体の活性化につなげていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

それでは、通告により個別に確認をしたいと思います。

まず対象事業者ということで質疑をしますが、規定の中では、販売促進に取り組む市内に本店、支店、または営業所を有する事業者となっておりますが、これは当然個人事業者でもいいんですね、個人事業者も含むと。それから、応募件数300店舗先着順ということなんですけれども、私以前の質問の中で、小売業、飲食店に限らず、市内の事業者というのはおよそ2,000件くらいあったんじゃないかな、そういう中で300店舗というのが、いかがなものかという疑問が生じました。

担当部として、対象者は市内で何件あると想定をして、この制度設計したかを聞きたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、今回の対象者ということでありますけれども、先ほど議員もご紹介いただきました販売促進に取り組む市内に本店、支店または営業所を有する事業者としておりまして、法人、個人事業者を問わずに市内の店舗等で誰もがエールチケットの購入、使用ができる、その環境があれば対象となっております。

次に、その対象者の数ということでありますが、市内に法人・個人事業者を併せまして、約2,300の事業者があると認識をしてございまして、この中でも今回、市内の店舗で販売促進に取り組んでいただくことを条件としておりますので対象者は絞られてくると考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今、店舗でということを行ったが、店舗がないと駄目なんでしょうか。

それも含めて、1つ例を挙げて確認したいんですけれども、まず例えば農業者にあってもお米とか、あるいは亀山のお茶とか、あるいは他の品目でもいいんですけれども、生産の何割かを市内外に直接販売をしている方も結構多いんです。そんな方も対象になるかということ。

それから2番目は、いろいろ例はあるんですけども、前回のプレミアム商品券の事業の登録者の中には建築とか建具とか、あるいは設備、内装業の方も登録してあったけど、本当にごくごく少数だったんです。今回のこの事業を広く周知すれば、プレミアム商品券発行と違って、今回の事業、申請の手続、あるいは精算等が極めて簡素で、あるいはお金の回収のタイムラグもなく、法人事業者だけでなく、例えばいわゆる一人親方の左官屋さんとか、そんな方がトイレの改修とか壁の張り替えとか、庭木の整理とか、いろいろ考えれば非常に幅広く業種や事業、仕事が、僕は見えてくるようにも思うんです。

確認します。こういう活用方法も可能かということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、農業者ということでありましてけれども、事業といたしまして市内で農作物を販売しておられる事業者の方が、12月15日から来年3月15日までの間で200冊のエールチケットを販売に取り組んでいただきまして、その販売分の商品はその期間に提供いただけるのであれば対象となってまいりますし、また、一人親方ということもございまして、内装業の方とか建設業等の方々のことだと思いますが、農業者の方と同じで、エールチケットを販売、活用していただきまして、その販売をされた分のサービスの提供ということになりますかね、それをしていただけるのであれば、同じく対象になるとそのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁で2つ確認をさせていただきます。

1つは店舗がなくてもよろしいということですね、事業者であればね。

もう一つは、200冊がその期間内ではほぼ完売できるであろう人であるならば、農業者であっても、あるいは一人親方の左官さんであってもいいということですね。この200冊完売という点については、後でまた質疑をします。

次に、議会に提出された資料、事業概要の中では、先着順として300店舗と書いてある、ここがね。私は、このエールチケットを活用して販売促進ができるであろう市内事業者はさらにもっと多く見えるはずなのに何かこれプレミアム付商品券事業の延長としての制度設計にしか見えてこないんです。有効活用ができる対象者の見落としはないのか、あるいは活用例を挙げて紹介し、さらに活発にこの事業を広く掘り起こす用意はないのかという質疑をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年度実施をいたしましたプレミアム付商品券事業でありますけれども、業種を限定せずに募集を行ったところとございまして、小売業、飲食業だけでなく、例えば旅行業とか整体院とか幅広く登録もいただいております。

今回の亀山エールチケットにつきましても、市内の店舗等で誰もがエールチケットの購入、使用

ができる環境であれば対象となるとさせていただいておりますので、その対象となる業種につきましては、昨年度実施したプレミアム付商品券事業と同様であると考えております。

そのような中で、今回の事業につきましては、プレミアム付商品券事業を実施した際の課題と捉えました例えば事業者の換金手続が不要になる、今回はですね。後は、プレミアム分については20万円が事前交付をされるということなど、今回の事業の内容についても分かりやすく周知をさせていただきまして、事業者の掘り起こし、参加を促していきたいとそうように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

事業者の掘り起こし、これ、本当に力を入れてもらいたいと思います。いろんな可能性、チャンスがある方は、僕は見えると思うんですね。

それでは、先着順300店舗ということについて確認をしたいと思います。

なぜ先着順なのかということなんですけどね。今まで市の補助事業あるいは助成事業あるいはこれ支援事業なんですけど、先着順というのは僕、多分初めてじゃないかなというような思いがするんです。それで行政は、例えば公共性とか公平性とかあるいは平準性、そういう点から見てこれは妥当なのかなという思いもします。あるいは行政の使命は手を挙げる対象者を優先するのではなく、市民の隠れたニーズを吸い上げる、あるいは探し当てることには大きな責務であるというように考えています。

相対的になぜ先着300店舗にしたか、これをどう判断したかを質疑したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対応としての経済対策、これで先着という表現をさせていただいたのは今回初めてというような形になってまいります。今回300店舗とした理由でありますけれども、昨年度実施をいたしましたプレミアム付商品券事業におきまして、小規模店舗を対象とした、「TAKERU」「たちばな」のうち、「たちばな」の商品券取扱事業者の実績が219件でありました。また、昨年度市内の飲食店を対象として実施をさせていただきましたエール飯、この事業の参加事業者、取扱事業者が99件ございまして、プレミアム付商品券事業を展開された事業者数はそのうち半分以下の42件程度であったということも踏まえまして、今回先着とはさせていただいておりますけれども、おおむね予算計上させていただいた300店舗で事業者からの申請に対応できるものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

プレミアム付商品券事業等の実績を見た中では300を担保しておけば大丈夫だという判断ということなんですけれども、僕としては、むしろ先着というようなあれがどうかという質問をしたつもりなんです。先ほども冒頭述べたように、いろんな掘り起こしをしながら、これは別に300でも400でも私はいいと思うんです。活性化してお金が回っていくと、これを積極的にやるべ

きですと、これは意見を言っただけということですからあれなんですけれども。

一番肝腎なことです。事業の仕組みについて確認をしたいと思います。

この事業は、申請をいただいた事業者チケット200冊、それからプレミアム相当額の20万を取りあえず支給すると。それで、先ほども話題になりましたけれども、おおよそこの20万というそのプレミアム分をフルに活用するであろう利用者を選定して申請を受け付けるのですか。先ほどの農業者の例を挙げたときは3月31日までの期間内で売れるであろうというような表現もされました。それで例えば、残念ながらプレミアム分の20万を使うことが、例えば3分の1しか使えなかった、あるいは1割程度しか使えなかったと、それであっても支援金の返金はないわけですね。これはもう、支援金だから精算がないというふうに書いてありますが、そういう認識でいいのですか。3分の1でも10分の1の方でも、20万というお金は支給するというところでよろしいんですね。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市内に本店、支店または営業所を有する小規模事業所の方で、亀山エールチケットを活用して販売促進に取り組んでいただければ、おおよそ20万円が活用できる事業者かどうかの選定までいたしません。しかしながら、この事業に参加していただく事業者の方は12月15日から来年の3月15日まで200冊のこのチケットの販売に取り組んでいただきまして販売分の商品を提供していただくということになりますので、当然その準備はしていただく必要があると考えておりまして、その取組を進めていただいた上で達成できなかったという場合は、議員ご指摘のとおり、支援金ということで精算でその分について返金をしていただく、そのようなことは制度として設けてございません。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

商売というのは水物ですから、期待していた金額を大きく下回る場合も私はあると思うんですよ。ただ、申請者の中に残念ながら支援金20万を目的として、販売促進活動を怠けてしまう方が見えたとしたら、先ほど言いました、市民感情としてはこれはばらまきだというふうに捉えられてしまうという風景も私も見えてくるんです。

そこで、補助金でなく支援金であるから精算はしない。活用して売ったか売らないかは判断は難しい、判明しない、させないと、あくまで申請者の良心に任せるということとしたら、やはり税の使い道としては先ほども言いましたが、納得し難い。そんな危惧に対して、何らかの歯止めをする仕組みというのはこの事業にないんですか。あるいは、歯止めをかけるように今から対応するというようなことはないんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業者の方には、販売促進や商品提供などの遵守いただく必要事項につきまして、事業者から申

請の際に誓約書を提出していただくこととしておりまして、この事業につきましては先ほどもご答弁申し上げましたけれども、精算がございませんので、事業に取り組まなくても支援金がもらえると誤解をされる可能性もございますので、そうした誤解のないように抑止的な意味も含めまして誓約書を提出していただくということにしております。

具体的には、エールチケット、先ほども申ししておりますけど、200冊を販売しまして取引を行うことが可能で、それらを行う意思があるというようなことも含めた誓約書でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ぜひ、その誓約書、内容は今作成、準備できているかどうか知りませんが、やはり市民に対する温かい気持ち、サポートする支援の気持ちを訴えながらも、大切な市税を使うんですよということが、あるいは販売促進に対していろんな工夫、こんな工夫をするんだよくらいの向こうから回答をいただけるようなそんな、誓約書しかないんですから、抑止するのは、ぜひ、内容の濃い誓約書、内容をでき次第見せていただきたい。

最後に、財源について質疑をします。

予算補正の中では総額6,580万、そのうち地方創生臨時交付金が2,500万ちょっと、余りの4,000万ぐらいは市費で対応するということになっていますが、市費の4,000万というのはこれ大きいなあと私思ったんですけどね。

これもう端的に聞きます。現在行われている感染防止対策助成事業、これは県の事業と重複したこともあって、今非常に人気のないというか引き合いが少ないと聞いています。この事業についてはまた検証しますけれども、たしか、当初予算が9,200万くらいあったと。今多分500万いていないと思うんですよ。そういう12月末まで期限があるので、今ははっきり言えませんが、ずばり、この感染予防の助成事業の不用額辺りは今回の事業に充当できるのか。

それからもう一つ、まとめて質疑しますが、今回の事業は先着300件、申請者が思いのほか、いろんな工夫によって掘り起こすということですので思いのほか予想を上回った場合、これは再度補正をするべきだと私は思うんですけども、そういう補正、新たにオンをする可能性はあるのかという2つを聞いて質疑を終わります。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

まず、財源の地方創生臨時交付金の件につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

令和3年6月議会において提出をさせていただきました1事業者に5万円を支給いたします感染防止対策助成事業費、こちらが9,400万円の事業費でございますが、それに対して地方創生臨時交付金を4,277万円充当しております。

議員のご指摘のように、事業の進捗状況によりまして充充分の交付金に余りが生じた場合でございますが、今回の販売促進事業者支援エールチケット事業の財源としても充当措置できるものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員から、申請者が予定を上回った場合は補正をすべきとご意見を頂戴しましたけれども、今回の事業につきましては予算の範囲内で実施をさせていただき予定をしておりますので、300の事業者から申請をいただいた時点で、打ち切りさせていただき形を考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

確認をさせていただきました。以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。

通告に従い、順次質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案第82号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業の増額補正についてお尋ねをしたいと思います。

10月19日の全員協議会で、亀山市のワクチン接種率、総人口に対する接種率が68%になったと報告がありました。一時はワクチンの供給が間に合わない等の課題がありましたが、県による集団接種などがあったり、また12歳から15歳の接種も順調に進んできている中で、11月中旬には75%に達する見込みであるとの報告がございました。まず、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

最新の接種率に関してのご質問でございます。

本市におけるワクチン接種の状況についてでございますが、11月7日現在でその接種率は市総人口に対しまして約74.5%の接種率でございます。また、接種済み者の人数といたしまして、令和3年4月1日現在の市総人口4万9,530人のうち、1回目接種済み者が3万8,182人、2回目接種済み者が3万5,656人でございまして、市のホームページのほうにも掲載をしてい

るところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

総人口に対して74.5%ということで、全協で言われた75%に達する見込みであると、ほぼそういうふうになっているんだなということを確認させていただきました。改めてワクチン接種に携われてこられた皆様に本当に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質疑に移らせていただきます。

1つ目のワクチンの確保についてお伺いをしたいと思います。全員協議会では3回目接種、ブースター接種と言われるんだそうですが、国から体制確保の通知があったと報告をされ、今回の補正予算となったと理解をしております。予算に関して、1回目、2回目とも全額国費で予算措置されておりましたが、3回目も全額国費で賄っていくことに間違いのないか確認をしたいと思いますし、一時期ワクチン供給が伴わなかったことがございました。今回に関してそのような懸念はないのか、しっかり確保されているのか確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、ワクチン接種に関する経費でございます。その財源につきましては、3回目も全額国費でございます。

それから、ワクチンの供給の関係でございますが、3回目接種に係るワクチンの供給につきましては、既に、今月末にまず第1クールとしまして1,752回分がもう国から配付される予定でございます。その後も順次配分決定されるものと見込んでおります。不足がないようしっかりと国・県のほうに要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。全額国費ということは、市民の方は無料で受けられるということで理解をさせていただきましたし、またワクチンに関しても第1クールが決定しているということで確認をさせていただきました。

次に、接種対象者についてお尋ねをしたいと思います。

当初、市内に居住する16歳以上の方、これが途中で12歳以上も含まれましたので、そういうふうになるのか、それから計画として示されていた中に例外、これは医療従事者とか高齢者等の施設の入居者・従事者、そういった方も、市外の方であったとしても亀山市での接種が可能でありましたが、この最初に示された計画どおりで3回目も行われるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、3回目の接種対象者の年齢等でございますが、3回目接種につきましては2回目接種完了

日からおおむね8か月以上経過した方が対象となります。その対象年齢につきましては、昨日10日、厚生労働省の専門部会におきまして、ファイザー社製ワクチンの3回目接種の対象者を18歳以上とすることで了承され、速やかに承認されるというふうなことでございますので、今後国から正式通知があるものと思われませんが、3回目接種の対象者は現時点においては2回目接種を受けた18歳以上の方が対象になるものと考えておるところでございます。

続きまして、住所地以外等のご質問でございます。

現時点では高齢者施設等の入居者、それから従事者も含めて今回は住民票のある市町で接種をする住民接種が基本となっております。一方で、歯科医院でありますとか薬局を除いた医療機関における従事者等への個別接種につきましては、自らの医院で接種をする場合は、その従事者等が住所地以外の方であっても市内で接種を行うことができるものとなっております。本市におきましては、これを受けまして市内の対象となる医療機関の従事者等を取りまとめて、住所地以外の方も含めて本市で個別接種ができるよう今準備を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうすると、1・2回目と少し状況が変わってくるということは、しっかりと市民の皆様にもお伝えをしていかなければならないんだなと思うんですけど、国のほうが18歳以上ということでもありますので、そこはしっかりと広報をお願いしたいと思いますし、もう一点、例外とされて市外の方が接種を亀山市で受けていた方に関してもまた違ってくるということで、医療機関のお医者さんがその従業員というか、看護師さん等に打っていただける状況であれば個別接種が可能だということですので、そこら辺の広報もしっかりとお願いをしたいと思います。

今回3回目の接種という位置づけで国から予算は来ておりますが、いろいろワクチン効果が出ているということで確認をされて、改めて1回目の接種をしようと思われる方も中にはいらっしゃると思うんですけど、そういう方たちに対しての接種は可能なのか、ワクチンの確保に影響はないのか、確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今から1回目・2回目の接種を希望される方への接種はどうなるのかというようなご質問でございます。

1回目・2回目の接種につきましては、接種実施期限でございます翌年の2月末まで接種日時を限定した形で引き続き実施をしてまいりたいと考えてございます。また、そのワクチンにつきましても現時点でほぼ確保できているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

来年の2月までは改めて1回目打とう、2回目打とうという方に対してはできるということですけど、そこら辺の広報はやっぱりしっかりとやっていただきたいなと思いますし、多分これ以後に

なると実費になってくるということも考えられるのかなと思いますので、よろしくお願いをしたい
と思います。ワクチンの確保は影響はないということで確認をさせていただきました。

これ3回目と、さっき言いました改めて1回目を打つ人というのが、ワクチンを打つときに混同
されてしまって、例えば今回初めて打った方が「3回目」と記載をされてしまう、行政側のほうに
そういった問題点というのはないのかどうか。1回目の方と3回目の方とのすみ分けは大丈夫なの
か、その点について確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

1回目・2回目の接種につきましては、基本的には、今のところ国は2月の末までと言ってござ
いますので、当市についても1回目・2回目の方は2月末までの接種を今考えておるところでござ
います。その中で、市総合保健福祉センターあいのほうでの集団接種におきましては、1回
目・2回目の接種を継続する令和4年2月末までの間、先ほど議員からもご指摘ありました行政側
のミス、こういったことも防ぐために、1回目・2回目の接種を行う日以外で3回目の接種日を設
定するなど、1・2回目と3回目の接種の方が同じ会場で混在することがないように、円滑に実施で
きる体制を確保してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

分かりました。確認をさせていただきました。

次の接種券の配付方法についてお伺いをしたいと思います。亀山市では混乱を避けるために10
歳刻みで接種券の配付を行ってまいりました。効果的だったと思いますし、好評でありました。2
回目終了から、先ほど言われた8か月の期間が必要だと聞いておりますが、今回も前回同様の配付
方法を取られるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目接種に係る接種券の配付方法でございます。3回目接種における接種券の送付、まず時期
につきましては2回目接種完了からおおむね8か月を経過する方に対しまして、順次接種券一体型
予診票並びに3回目接種の案内文書等を送付する予定でございます。その送付の間隔でございま
すが、原則1か月前を想定しておりますが、対象者が多い月につきましては半月前の送付のほうも検
討しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうすると、原則8か月を基準に配付するということで確認をさせていただきました。打った順
ですよ。そういうことで確認をさせていただきました。

次に、接種の優先順位についてお伺いをしたいと思います。

これは先ほど8か月の基準でやっていくということですので、優先順位で、医療従事者とか施設関係者、また高齢者、基礎疾患がある方というのが順次優先して接種をされておりましたけど、これも聞こうかと思いましたが、8か月を経過した中で配付をされていくということですので、それは順次そうになっていくんだろうなと思うんですけど、それでいいのかも再度確認をしたいと思います。

それから、当初優先とされていた以外に教育の関係者とか保育関係者、通所・居宅サービスの事業者なんかもそうでありましたので、そこも含めてお願いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

こちらにつきましては、議員ご案内のとおり、優先順位は今のところ3回目接種については定めはございませんけれども、2回目接種完了日からおおむね8か月以上経過した方から順次対象となりますことから、先ほどおっしゃっていただきました各対象者、1・2回目の優先接種をさせていただいた方等も含めて1・2回目の接種と同様の優先順位のとおり接種をいただけるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

確認をさせていただきました。

それでは、接種場所についてお伺いをしたいと思います。

亀山市では、あいあいの集団接種に加えて医療センターを含めた20の医療機関で行っていただきました、1・2回目はね。今回も集団と個別で行っていくのか確認をしたいと思います。また併せて夜間接種も取り入れていただいて、働く人たちにとっては非常に好評でありましたが、そういう配慮があるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、接種場所でございます。3回目接種に関しまして、現時点では今後のワクチン供給量や供給スケジュールのほうが第1クールは今説明させていただきましたが、第2クール以降はまだ今のところ未定でございますので、まずのところは市総合保健福祉センターあいあいでの集団接種と市立医療センターでの個別接種のほうで実施をしてみたいと考えてございます。

それから、時間帯として夜間のところはどうかというご質問でございます。接種の日時につきましては、現時点では未定ではございますけれども、1・2回目の接種時におきましても、この夜間時間帯での接種をずっと実施しておりますことから、今後亀山医師会のご協力もいただき調整をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

個別接種は医療センターのみというお話ではありましたが、当初は19の医療センター以外の個別で行っていただいた医療機関というのは、自分のかかりつけ医のところに行ってくださいというような呼びかけがあったと思っています。そういった中での3回目というのは何か問題はないのか、再度確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今ご指摘がありました医療センター以外のほかの19の医療機関での個別接種でございますけれども、当初はあいあいのほうと医療センターのほうで開始をさせていただく中で、その後接種の状況に応じまして市内のほかの医療機関での個別接種について、亀山医師会と協議の上で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

分かりました。

次の職域接種を受けた方についてお尋ねをしたいと思います。

市内の方でも市外や県外の職場で職域接種を受けられた方もいらっしゃると思います。この3回目の接種に職域接種は含まれるのか。ない場合、亀山市で配付される接種券に沿って対応するのか確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目の接種対象者につきましては、職域接種で接種された方を含んで、この予算の中では見込んでおるところでございます。職域接種は今のところ本市で使用していないほぼモデルナ社製ワクチンを用いておりますので、現時点では3回目接種に1・2回目と異なるワクチンを接種する交差接種について、国のほうでまだ決定をされていない状況でございます。予算上は今含んでおりますが、交差接種のほうは今のところ国からまだ認められていないというところがございますので、今後国から示される指針等を注視して市のほうで対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

交差接種の問題点を次聞こうかなと思いましたが、今答えていただきましたので理解をさせていただきました。職域接種も何か新聞報道によりますとやられるというようなこともありましたので、またしっかりと情報を収集していただいて、情報発信をお願いしたいと思います。

次に、最後の12歳から15歳の接種については、18歳以上ということで先ほどありましたので、ここは割愛をさせていただきたいと思います。

次に移ります。

第10款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費、第2目教育振興費のうちの情報教育推進事業の増額補正についてお尋ねをしたいと思います。

まず、補正の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この新型コロナウイルス感染拡大の第6波に備え、現在学校に配備されております1人1台端末にクラウド型のフィルタリングソフトを導入することにより、セキュリティー機能を向上させ、児童・生徒の各自宅においてもより安全にオンライン学習を実施できるよう環境整備を行うものでございます。これによりまして、3学期に家庭においても安全なオンライン学習を可能にするというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今も子供たちはタブレットを1台ずつ配付されていて、学校で使用されていると思うんですけど、それにフィルタリングはかかっていると思うんですが、改めてこのソフトを入れる必要があるのかどうかと、そのソフトは一度入れたらずっと使えるのか、それとも更新が必要なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、学校においてインターネットに接続をする場合は、学校にありますサーバーを経由することによりフィルタリングがかかっております。したがって、端末を持ち帰ってご家庭でインターネットに接続をする場合は、そのご家庭のWi-Fi等の環境下での接続となりますことからセキュリティーのリスクが生じてしまうと、こういった状況にあるものでございます。今回のフィルタリングソフトの導入によりまして、各ご家庭の通信環境に左右されることなく、端末1台1台に直接フィルタリングがかかるということで、どの場所からでも同じ環境でインターネットに接続できるようになるものでございます。

また、これにつきましては、2か年分のライセンスを購入するというものでございます。したがって、今年度途中ではございますけれども、今年度、そしてまた来年度の年度をまたいでいくという形になりますが、その分のフィルタリングがかかるというふうにご理解賜りたく存じます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

よく分かりました。学校ではフィルタリングがちゃんとかかっているけど、家庭に持って帰った場合は家庭のWi-Fi環境によって様々な有害なサイトに接続する可能性が出てくるので、それをなくすためにこのソフトを入れるということで理解をさせていただきました。また、更新が2年間ですので、令和5年度からはまた更新が必要になるということも確認をさせていただきました。

今回、小学校で1,450万、中学校で5,400万が、これ一般財源で計上をされております。このGIGAスクール構想というのは、学校でのタブレットの活用とともに家庭において今回のような臨時休業、そういった形になったときに家庭で使える、それから不登校の子供たちにも使えるということで、そういうことがその場面が当然考えられておったと思うんです。そのために前倒しで国から予算が来て、1人1台の端末が配付されたんだと思うんですけど、国からの財政支援というのはないのでしょうか。その点について確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、国のGIGAスクール構想の実現ロードマップ、また教育のICT化に向けた環境整備の5か年計画においては、1人1台の端末というのはまず学校で活用するというを中心想定されてスタートしております。しかし、今般のコロナウイルスの感染症の広がりを受けて、対応するための環境整備も進められてきたという現状がございます。当初におきましては、フィルタリングソフトの導入につきましては、学校のサーバーの更新と合わせた同時期の来年度を予定していたところがございますが、今回前倒しにさせていただいたというものではございます。

ただ、これに関して現在学校のサーバーに導入しているフィルタリング、そしてまた今般のそれぞれ端末のフィルタリングの導入に関して、これについては市独自で導入するもので、国等の補助はないというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

終わります。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑を通告に従い、行わせていただきます。

まず、1点目です。この補正予算についての第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の放課後児童クラブ運営費の増額補正についてお伺いします。

簡単にはお聞きしましたが、この補正の内容について歳入の内訳なども含めて改めてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今回補正予算として計上させていただいておりますのは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴いまして、放課後児童クラブにおいて利用自粛に係る利用料の減収補填及び小学校の

臨時休業等に伴う午前からの臨時開所に係る放課後児童クラブの負担増への補助等を行うものでございます。これに対する財源といたしましては、国及び県からそれぞれ3分の1の補助を活用することとしております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

新型コロナウイルスの感染拡大によって学校が休業したときに、学童には開所してくださいということが始まったわけですが、たしかこれ学童に聞くこともなく一番最初は安倍元首相が学童を開けます、保育所を開けますと勝手に決めはったんですけれども、国・県・市と3分の1ずつ負担はせんらんとということが続いているということを確認しました。

そして、クラブに開所を依頼してもらったわけですが、この開所を依頼するのと補償がセットであるはずなので、当初は補償があるかどうか分らずに頑張って開所したという状況があったんですけれども、今回は、きちんと補償もしますので開所してくださいということがなされたのかどうかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために保護者に対して利用自粛を依頼しましたが、日割りの利用料につきましてはクラブが保護者へ返還した場合、それから利用料を徴収しなかったことにより収入減となった場合の経費を補助しております。それから、臨時開所の拡大につきましても開所した施設につきましては日額1万1,000円、それから人材確保を行った場合には日額2万1,000円等の加算をすることとなっております。この新型コロナウイルス感染症対策に係る支援につきましては、令和2年度に国の制度化が行われたことに伴い、亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱において、補助対象事業として令和2年度にも補助等を実施しております。各放課後児童クラブの運営者の皆様への周知といたしましては、8月にあった国の緊急事態宣言を受けて、放課後児童クラブの利用の自粛要請を行いました際に、前回と同様に補助対象となる旨をお知らせしたところでございます。今議会において補正予算をお認めいただきました際には、各クラブに対し早急に手続等について周知を行い、適切に対応してまいります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回の場合はきちんと補償もされるということを説明した上での依頼であったこと、自粛の依頼でもあったことを確認しました。また、補償の内容もちょっとお伺いしましたが、これクラブによって減免の方法も違ったり、開所の日数や時間も違ってきますけれども、その内容に応じた違いを含んだ上で平等にしていることも確認させていただきました。

最後にですけれども、この補助金のやり取りも開所の依頼も大事なんですけれども、今まで私も指摘申し上げてきましたとおり、学童保育所というのは非常に面積基準が狭い。お一人当たり畳1畳分ないという状況の中で、ソーシャルディスタンスを取るには畳2畳は要りますよね、2メートル

ル、しようと思ったら。半分もないという状況の中で、かえって、この依頼をすることによって密になって子供の健康が心配だということになってくる可能性もあるわけですね。自肅は依頼していますけれども。そういう面積と人数のチェックをきちんとなされた上でするのが責任かなと思うんですけれども、そののところはどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

放課後児童クラブの混み具合については、ご指摘のとおり大変混み合っているというようなことでございます。今回の臨時休業等に伴う臨時開所につきましては、先ほどお話ししましたように保護者に利用自肅をお願いいたしまして、私のほうも放課後児童クラブをいろいろ回ってお聞きしたところ、3分の1から6割ほどの、多くて5割、6割というような出席率というようなことでしたので、ふだんに比べれば随分混雑というものが解消されていたように思います。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

補助金も発生するわけですので、ふわっとした感覚じゃなくて面積と人数をきちっとチェックをしていただいて、子供の健康を守っていただきたいなということを申し上げておきたいと思います。次の質疑に移ります。

先ほども鈴木議員が質問されておりました経済支援対策事業の増額補正についてお伺いしたいと思います。

この事業を市内経済循環と事業者支援という目的でされるということですが、そういうことをする事業は様々あるのかなと思うんですけれども、その中で本事業に決めた理由をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回この事業に決めた理由というご質問でございますけれども、まずこの事業でありますけれども、新型コロナウイルスの感染防止対策をこれまで様々講じてきたところでございますが、そのような中で現在感染者数が大幅に減少してきているという中で、これまでの緊急事態宣言とかまん延防止等重点措置などによりまして市内の経済は停滞をしておるということで、これを循環させる対策に転じる必要があるということから、今回この事業を構築したところでございまして、先ほど鈴木議員のときにも答弁をさせていただいておりますように、今回事業者支援を目的とした地方創生臨時交付金が追加交付をされるということから、事業者支援によりまして市内経済を循環させるという亀山エールチケット、これを活用して販売促進に取り組んでいただく市内の小規模事業者に対する支援制度を行うということに至ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

事業者支援の仕方もいろいろだと思いますけれども、いろいろ案があって、それで選び抜かれてこれになったというご答弁ではなく、事業者支援で今までのプレミアム商品券とかいろんな方法がありましたけれども、今回、先ほども事業概要を伺っておりますと、「TAKERU」「たちばな」の「たちばな」の部分だけに特化したこういう事業内容を選ばれたわけですね。それはやはり思いがあると思うんですけれども、もう一度お伺いしたいんですけれども、こういう事業内容にした理由、もうちょっと端的に伺いたいんですけど。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回対象とさせていただきますのは、特にコロナ禍の影響を受けておる市内の小規模な事業者を支援させていただきたいということで、昨年度実施をしましたプレミアム付商品券事業の「TAKERU」「たちばな」のうち、「たちばな」の使用可能となっております小規模事業者の方を対象とした事業を構築しまして、今回ご支援をさせていただくものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

同じように市民がチケットを買いに行ってお買物をするというわけですが、今までのプレミアム商品券とは全然違うので、一旦分かれば分かりやすいんですけれども、全然違うよということがまだしっかりと分かりにくかったので、この事業の進め方の仕組みの流れみたいなものを説明いただきながら、この事業の内容を把握したいと思うんですけれども、ご説明願えますか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、亀山エールチケット事業の概要ということでありますけれども、支援金につきまして小規模事業者の方に20万円を支払いさせていただきまして、6,000円分、1枚500円の12枚つづりでありまして、6,000円分のエールチケットを5,000円で販売をしていただくと。その差額の1,000円分、これの200冊分が20万円という形になってまいります。

今回対象者につきましては、先ほどから申し上げておりますけれども、販売促進、エールチケットを活用していただいて取り組んでいただく市内に本店、支店、または営業所を有する事業者でございまして、まず流れとしてですが、今回、対象となる事業者からの申請を受け付けるということになります。この申請が今議会臨時会で議決をいただきましたら、来週11月15日から来月の12月14日まで1か月間、事業者の方の登録を受け付けるという形になってまいります。その受付をさせていただいた事業者さんにはエールチケット200冊を送らせていただきますし、20万円の支援金を支給させていただくということにしております。

その送らせていただいたチケットの販売でありますけれども、その期間が今年の12月15日、来月の12月15日から来年令和4年3月15日までチケットの販売期間といたしまして、そのチケットを使用できるのが同じく来月の12月15日から来年の3月31日、本年度末までの間が使用できるということで、そのチケットの販売については店舗で販売をするということで、その店舗

限定で使えるチケットということでございます。

ただいま説明させていただいた内容等につきましては、その申請書と同時にご案内というような形、また申請の手順、販売の手順、分かりやすい形で資料のほうを作成させていただいておりますので、まずは事業者の方に確認いただいて申請をしていただければと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

どんな規模のお店でも、100円のお菓子を売る店でも何十万円の品物を売る店でも等しく20冊ということなんですね。それはチケットの内容は1枚につき500円券だということで、12枚なんですね。6,000円分のお買物ができて、市民は5,000円の支出で済むということなんですね。そのお店限定のチケットだと。今までと違うのはそこですよ。いろんなところで使えたチケットだったけど、今までは。それがここのごひいきのというか、そのお店限定のチケットをお買い求めになるということで、それが何冊まで買えるかということについては、先ほど資料を見ておりましたら、そのお店が決めます。このお店は5冊まで、このお店は1冊までとか、そういうのをお店が決めるということだったんですね。この11月15日から申請が始まるということですが、郵送申請と書いてございました。郵送申請ということは郵送する申請用紙は、推察するとダウンロードして、それを送るのかしらと思うんですけども、それでいいんですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の申請書でありますけれども、市のホームページ、または亀山商工会議所のホームページからダウンロードをしていただく。あるいは窓口での配付もさせていただきまして、市役所の本庁舎は産業振興課で、また総合保健福祉センターあいあい、関支所にも配付をさせていただいております。また、亀山商工会議所にも紙ベースで一式用意をさせていただいております。

その申請書の提出につきましては、議員ご指摘のとおり、郵送にて提出をお願いしております、原則といいますか、窓口での受付は行わず郵送で提出をしていただくということで、簡易書留など郵便物を追跡できる方法での提出をお願いしております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ダウンロードも基本だけでも、市役所の担当窓口とあいあいと関の支所で直接用紙をお渡しすることもできるということで、郵送で申請をするので簡易書留などで送ってくださいということなんですね。

私早い者順ですかという質問が先ほど鈴木議員のほうであったんでちょっと思ったんですけど、郵送だと最後の二百九十何冊目のときに10冊がどんと来たり20冊がどんと来たりすると、先着300がなかなか決めづらいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺もお考えになっているんですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

最終300を超えたときに、同時に郵送が届いた場合、その場合は抽せんという形でさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

当日消印有効という、そういうことは推察されると思うんですけれども、その程度はもうちょっと柔軟に考えていただいてもいいのかなと私は思いましたが、それはどれだけ集まるか分かりませんので今後考えていただいたらと思うんですけれども。

あと周知なんですけれども、広報でされるとは思いますが、申請がどんどん増えてきたりしますので、まず何月号のいつの広報でされて、1回だけなのか、引き続き何回かされるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

周知ということでありまして、まず事業者への周知につきましては、来週の15日に合わせまして受付の開始を予定しております。来週15日に合わせて市のホームページ、商工会議所のホームページへ掲載するほか、ケーブルテレビの文字放送にも対応していきたいと考えておきまして、次に、市民への周知ということでありまして、取扱事業者の申請が来週の15日から12月14日までということで、12月15日から販売、また使用していただける期間が来るということでありまして、どこで使えるかと、どこのお店が登録いただいているかということにつきましては、11月30日までにまず申請をいただいた分につきましては、12月16日号の広報「かめやま」に折り込みチラシとして一覧のチラシを入れさせていただきます、周知をさせていただきたいと考えております。

また、同時に市のホームページ、亀山商工会議所のホームページにも掲載をしまして、12月1日以降、次の段階につきましても随時更新を行っていきたいと考えております。そのほか新聞社にもこの事業に取り組んでおるといふことの記事の掲載を依頼させていただくほか、取扱いをしていただく店舗、そちらのほうには対象店舗と市民の方が分かるようにポスターやポップ、これらの掲示を予定しておるところでございます。今回のぼり旗はございませんけれども、ポスター、ポップの掲示、作成をさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

様々な媒体を使って周知もしていただくということはお伺いしました。

300件先着ということで、今までの実績から多分300件で何とかいいだろうというお見込みだと思っておりますけれども、今までのチケットの在り方と今回の在り方が全然違うので、私は聞いておりましたかなり下世話な言い方をするとおいしい事業じゃないかなというか、トライしやすい事

業じゃないかなと思うので、これは300を超えることも考えられるんじゃないかなと思うんですね。先ほどのご答弁ですと、もう300で終わりやと、これ以上はせんというようなご答弁だったんですけども、もしこれが先ほどの抽せんで最後の300を決めるんやということも含めて、市内状況調査というか、これがどういうふうに動いているのかということをはきちっとチェックしていただいて、効果があるのかないかもチェックしていただくということも含めて対策を考えてほしいなと思うんですけど、そこら辺はどういうふうにされるおつもりですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業につきましては、予算の範囲内で実施をさせていただくということで、オーバーした分、追加の部分については予定をしております。今後、経済対策事業を実施させていただく際には今回の応募状況や経済効果、これらも含めまして制度の検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これで終わりやということを決めるのは簡単ですけども、これがどのように活用されているかというのを本当に職員がまちを出歩いて調査されたほうがいいと思いますよ。それが大事だと思います。

では、最後の質疑に移ります。

教育費の小学校費と中学校費に施設管理費、施設整備費、それぞれ出ているわけですけども、先ほどの説明ですと網戸やということでした。すごくいい機械でも入れるんかしら、換気をコロナ対策でとちょっと思ったんですけど、網戸やということでしたんで、この網戸の内容ですね。各校全てされるのか、どこの教室、普通教室だけなのかということ。また、施設管理費と施設整備費と小学校はなっておって、中学校は施設管理費なんですけれども、そういうことの説明も含めて内容をご説明いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

小・中学校における施設管理費及び施設整備費に関する増額補正に関しましては、学校施設において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として各教室の換気を行うに当たりまして、昆虫類などの侵入により授業等に支障を来す学校について、来春に向けて網戸を設置するものでございます。今回の増額補正につきましては、令和3年度学校保健特別対策事業費補助金の活用を予定しており、この当該補助金の実際に学校現場で困っている事例等に対して児童・生徒の学習保障を行うために執行する事業を対象とする、この趣旨に鑑みまして各学校において施設整備に関するヒアリング等を行った中で、網戸の設置要望のあった7つの学校を対象とさせていただいております。具体的には、亀山西小学校、亀山東小学校、昼生小学校、野登小学校、関小学校、加太小学校、関中学校の7校で、この中に普通教室、特別教室、保健室への設置を予定しているものでございま

す。

また、予算項目の違いについてでございますが、この網戸を設置するに当たり、窓のサッシの加工などが必要な学校、亀山東小学校でございますが、これにつきましては施設整備費の工事請負費として予算を計上させていただきました。また、サッシの加工等が必要なく、現有のサッシに直接網戸を設置することが可能な学校、先ほどの東小学校以外の6校でございますが、これにつきましては施設管理費の需用費、消耗品費として予算計上をさせていただきましたことから、予算項目が分かれているというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大変分かりやすく説明いただきました。こういう要望があったところということで7校上げていただきました。こうやって網戸ができて、安心して窓が開けられるようになって、授業にも集中できるという環境が整うわけですけれども、換気の目的として新型コロナウイルスの飛沫感染が空気感染になって、換気ということが非常に重要だということでこういうこともなされているんだと思うんですけど、クラスターが起こった老人施設を見学に行きましたときに、窓が開いているだけではくるくる回っているだけで中の空気が入れ替わらないということがあるということを感じ対策の大学の先生に教わったと聞きました。だから換気の仕方が、本当に上手にして子供たちの吸う空気をきちんとしてあげないといけないわけですけれども、確実に換気がなされるようにその方法ですとか、できているかどうかのチェックですとか、そこがとても大事だと思うんですけども、そこについてのお考えについてお聞きしておきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、学校現場におきます換気対策につきましては、文科省が出しております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというもの、またこれに準じた市が策定いたしましたガイドラインというものに基づいて、各学校において実施をしているものでございます。私も幾つかの学校を拝見させていただいておりますけれども、いわゆる外側の窓だけではなく、廊下側でありますとか、またそちらの様々な形、学校の構造等によって変わりますけれども、そういったところも含めた窓を開け、空気が流れるようにした換気を行っているという状況でございます。そこらについては学校現場のほうで小まめな対応をさせていただいているというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

終わります。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時48分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

それでは通告に従い、議案質疑させていただきたいと思ひます。

一般会計補正予算（第6号）についてということ、まず第4款衛生費の予防衛生事業についてです。

これは3回目の新型コロナウイルスのワクチン接種だと認識しています。このブースター接種と言われる3回目接種の具体的な準備を進めていくことになると思うんですが、その準備の具体的な内容について確認させていただきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目の接種の準備の具体的な内容というご質問でございます。

今回の補正予算の内訳から説明いたしますと、まず3回目の接種となりますブースター接種に必要な人材の確保のために、看護師等の会計年度任用職員報酬や、集団接種に係る医師、看護師の報酬費、それから集団接種会場の受付や誘導の派遣業務委託料等を計上してございます。また、3回目接種時には、1・2回目の接種履歴を予診票に記載するよう国から指示もございまして、それに対応するためのシステム改修や、接種券の作成及びその発送に係る経費、予防接種委託料等を計上しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

3回目を行うに当たって、必要な人材の確保ですね。医師、看護師、それから受付や誘導係の対応、特に接種履歴の確認が必要ということで、そういった人材が必要になってくるので、その確保ということ。それから、3回目ということになりますので、予約システムの改修ということが必要になってくる、そういった円滑に行えるように準備を進めていくということだったと思ひます。

今日の午前中の議論の中でも、2回目の接種を完了した人が74.5%になってきて、ほぼほぼ目標のところまで到達しつつあるということで、2月末までが1・2回目の接種ということで、その後が3回目になってくるということだったと思ひます。

3月以降に具体的に3回目接種が進んでいく形になるかと思うんですけども、令和4年度以降になりますね、ここの実施する事業というのは当然継続してあるわけですけども、今回の補正予算は、念のために確認なんですけど、4年度以降実施する事業についての予算というものが今回含まれているのかどうか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回の補正予算は、令和4年3月までの必要経費でございます。

令和4年4月以降のワクチン接種に係る経費につきましては、令和4年度の当初予算のほうに計上する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

4月以降にかかる、例えば人件費等、委託費等は、当然4年度のところで改めて予算確保した上で事業を行っているということかと思えます。

先ほども人材については説明ありましたが、この人員自体はほぼほぼ今継続して行われている1回目・2回目の接種の人員と変わらないのか、もし変わる要素があればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

3回目接種に係ります集団接種におきましては、医師、看護師のほか接種会場の受付や誘導のための派遣員、それからワクチン接種室の職員と、1回目・2回目接種とほぼ同様の職種・規模で対応する予定でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね。今まさしく行われているやり方を踏襲しながら進めていくということかと思えます。接種会場へ行っても、非常に作業がスムーズで、非常に受ける側としても安心感があるような、そういうものがあります。ですので、引き続きしっかり取り組んでいただいてというふうに思うんですが、一つ私も気になっていたところがありまして、特に大規模接種で受けられた方が、例えば学校の先生方とか結構おられたと思うんですけど、その交差接種はどうかかなあということ考えていたんですけど、今日の午前中に答弁があったとおり、その交差接種ができるようなワクチンも確保しているということでありました。当然ながら、国が今交差接種を認めているわけではないということなんですが、その検討段階であるかと思えますが、万が一交差接種が駄目だとなった場合には、国・県、その辺りにしっかり要望だけは、円滑に行えるように、そこだけはきっちり当然ながら進めていただきたいというふうに思います。

それから、非常にスムーズに集団接種会場、あいあいが進められておりますけど、その中でやはり市民の方が少しご辛抱なされているのが白鳥の湯ですね。その辺りも、やはり私は全員協議会できっちりその辺を分かるように周知いただきたい、閉鎖している理由等、いつまで我慢していかないのかということも含めて周知いただきたいということを言わせていただきましたけれども、そういった点も踏まえて、今後また機会がありましたら市民の声も聞かせていただきながら、

一般質問でも要望させていただきか分かりませんが、ちょっと一点触れさせていただきたいと思います。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

続いて、2つ目の項目です。

第7款商工費の経済支援対策事業についてでございます。

こちら、昨年を取組としてプレミアム商品券ということをされました。今回は事業者支援ということかと思うんですが、この取組をされたということでもあります。今回、経済支援を決めた理由について、午前中もちょっと触れられておりましたけど、端的にもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の経済支援の内容を決めた理由ということでございますが、販売促進事業者支援エールチケット事業につきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により停滞をしております市内の経済を、事業者支援によりまして循環させるために実施をするものでございます。これまでのプレミアム付商品券事業では、消費喚起、市民の生活支援という側面がございましたが、今回は事業者支援により視点を置いた制度としておりまして、その効果として消費喚起、また市民の生活支援にもつながると、そのように考えております。

今回の制度設計に当たりましては、プレミアム付商品券事業を実施した際の課題として捉えております点、例えば事業者が金融機関で換金を行うまでに時間を要すること、あるいは利用者、市民の方が金融機関で商品券を購入する、出向いて購入をしていただく必要があったということをお今回解消するということから、事業者が自らチケットの販売をするという仕組みにさせていただいたところでございます。事業者にとりましては、直接現金を受け取ることができますし、利用者にとっては、応援したい店舗で直接購入できるということになっております。また、昨年度の商品券では、1枚の券面額が1,000円でしたが、今回、亀山エールチケットでは500円といたしまして、小規模な店舗でも使いやすいように配慮をさせていただいたところでございます。

これらのことによりまして、エールチケット、今回200冊を300事業者ということで実施をしますけれども、全ての事業者の方が200冊を販売完了していただいたとしますと3億6,000万円の金額が循環をするということになってまいります。昨年度のプレミアム付商品券事業での実績でありますけれども、小規模事業者のところでは1億6,000万円であったので、2倍以上の経済効果も見込めると、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

前回のプレミアム商品券での市民の方の煩雑性、それから事業者側の煩雑性を今回課題として、そこを課題に努めたということだったと思います。それから、市民の利用者側にとっても、1,000円単位であったところが500円ということで、非常に細かい金額設定をされたので、これも利用しやすくなったということかと思えます。

そこは非常に評価させてもらうところなんですけど、その中で、今日も午前中の議論の中で300とした理由ということがございました。聞かせていただくと、プレミアム商品券のときが219の事業所であったということ、それからエール飯事業のその事業が99ということであったとか、そういったところを踏まえてのことだということで認識させてもらいました。2,300事業所がある中で、全てということの予算化は、これはなかなか難しいので、私は300とした理由としては適切ではないかと思えます。ところが、やはり非常に使い勝手がよくなった分、事業者の方も当然20万円が一旦入るわけですから手を出しやすいといえますか、そこを何とかしたいなあという事業者が増える可能性は大いにあると思えますので、そこを見極めていただきながら、300を超えるようなことがあれば、今日の午前中の議員も何人かおっしゃっていましたが、補正も視野にはぜひ入れていただきたいというのはございます。しかしながら、予算化されているのはあくまで300ということですので、300で切るということで致し方ないと思えますが、そういった判断もしていただきたいなというふうに思います。

それで、もう一点確認なんですけど、ダウンロードしてという言葉が今日出ていたと思うんですけど、これはポップとかポスターということがあったと思うんですけど、これを事業者がおのおの努力で店内に貼るとか掲示をするための材料も市のホームページ等で用意してダウンロードできると、そういう理解でよかったですでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の事業者からの申請書でありますけれども、午前中にもご答弁申し上げましたけれども、市または亀山商工会議所のホームページでダウンロードできるように今後してまいります。窓口についても、市役所、あいあい、関支所、また亀山商工会議所で紙ベースの書類を用意させていただきます。

議員お尋ねのポスター、ポップ等でございますけれども、こちらにつきましてはダウンロード可能にもできるかと思えますけれども、基本的には印刷したものを配付させていただく、そのように準備を進めております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

失礼しました。申請書がダウンロードして申請が可能だということですね。

周知するための材料として、ポスターあるいはポップなんかもホームページからダウンロードしてということが出来ますけれども、基本は商品券を発送するとき、あるいはお渡しするとき一緒にそういったものを申請のあった事業者へ渡すということですね。よく分かりました。

今回、事業者の方が非常に取り組みやすいものになると思えますので、11月15日からですか、受け付けるということなんですけど、30日までのものは広報等に載せていただけるということなんですけど、できるだけ公平性という話は今日も午前中に出ていましたので、いろんな媒体を使って応募いただけるように、周知のほうをお願いしたいと思います。

それから、こちらの事業の財源についてなんですけれども、これは地方創生臨時交付金が2,5

26万円、一部ということで2,526万円強が充てられると思います。これは令和2年度の繰越分が充当されるものなのか、あるいは今年度に新たに亀山市に配分されたものになるのか、そこを確認させていただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

田中総合政策部次長。

○総合政策部次長（田中直樹君登壇）

今回の2,526万6,000円の地方創生臨時交付金につきましては、令和3年度に新たに事業者支援に対する配分ということで配分されたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

令和2年度繰越分は、既に今までの補正予算のところで充当されているので、今回の分は新たに令和3年度分として国から配分されたものということで確認をさせていただきました。

地方創生臨時交付金の使い道等は、いろんな使い道があるというものの一つであったと思いますが、うまく活用ができて、少しでもこの年の経済支援、あるいは事業支援になるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここまでとして、次の質問に移らせていただきます。

第10款教育費、小学校費、中学校費の学校管理費、施設管理費の増額補正についてであります。

この補正の内容についてということで、午前中にも議論をされておりましたが、換気を行うに当たって網戸等の新規購入、あるいはレールの取付けだったということだと思います。網戸が十分設置されていない学校があったのかなあとということで、少し驚いたんですけども、今回、基本的には要望される学校全てに対応がなかったという午前中の答弁だったので、そういう環境は整うかなあというふうには思います。

一つここで確認したいのが、午前中の福沢議員もおっしゃっていましたが、大事なのは換気がきちっと行われるかどうかということだと思うんですね。文科省のガイドラインであるとか、感染対策マニュアルを活用してということで午前中に答弁があったんですが、学校というのはそれぞれ教室、あるいは周りの建物の影響とかいろいろあって、それぞれ違うかと思うんですね。そこで換気対策というのはマニュアル化されたりして、そこはきちっと遵守されているのかどうか、そういう点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

午前中にも少しご答弁させていただいたところとも重なる部分がございますが、学校現場におきます換気対策につきましては、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルで、またこれに準じました市の教育委員会が策定いたしました学校等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づいて学校で実施をさせていただいておるものでございます。

まず、大原則といたしましては、常時窓を開けていただくということがございます。また天候、

それから気候上それが困難な場合は小まめに、これは30分に1回以上、数分間は窓を全開にするということを位置づけているものでございます。また同時に、2方向の窓を同時に開ける、それからエアコンの使用時においても換気を実施する、こういった換気対策を求めているものでございます。これらにつきましては、ほとんどの学校が窓をほぼ全部開けて、常時窓を開けて自然換気を行っておるものでございますので、今回網戸の設置によりさらに自然換気が促進されるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような形できちっと換気を行う環境をきちんとつくっているということで、少し安心させていただきました。ただやはり、聞きますと常時開けているというところで、これから気温も、今朝も大分冷え込んでおりましたけど寒くなってきますので、窓際に配置する児童・生徒であったりというのが、十分寒さ対策も必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、やはり着るもの、重ね着ができるようなものを持ってくるとか、そういったところの当然指導も必要になってくると、そこは私の心配するところじゃないかもしれませんが、そういった配慮も必要なかなあというふうには、今ちょっと感じさせていただきました。

私は教育民生委員会等でCO₂濃度が測れるものを導入してはどうかということで提案させてもらいましたが、さっきの2方向のところを開けるとかいうふうにすれば、基本的には換気ができるということであったと思えますし、そういった蓄積があると思えますので、それをきちっと守ることが大事かと思えますので、どうしても寒いから閉めがちですけれども、そこは時間を管理しながら、きちっとやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

今度は情報教育推進事業の増額補正についてということで、小・中学校に配備している1人1台タブレット端末へのセキュリティー対策の必要性と、その内容についてということで質問させていただきます。

午前中の答弁でもあったとおり、今までは学校内で使用するに当たってのサーバー接続へのセキュリティー対策は当然できていたんですけども、それが1台1台家庭へ持ち帰ったときのセキュリティー対策は十分でなかったということだったと思います。これによって、家庭に持ち帰ることによってどの環境下で接続しても安心であるという、そういったセキュリティー対策がされるということによかったでしょうか、念のため確認をさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

このセキュリティーの内容というものでございますけれども、具体的には学習に無関係なサイトへのアクセスの制限、さらには特定のチャンネルへのアクセスの許可、そしてインターネットの利用時間の制御でありますとか、こういったことができるようになってくるというものであります。また、サイバー攻撃やウイルスソフトからの攻撃というものからも守られるということになりますので、どこの環境、学校であってもご家庭であっても、安定した安全な環境でご利用がいただける

ものと考えておるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

どの環境でも安心して使えるような対応ができるということで、第6波に備えて家庭に持ち帰ったとしても十分家庭学習ができるようになるということであると思います。

前回の緊急事態宣言中に、オンライン授業等で取り組んだ場合に家庭に持ち帰るようなこともあったと思います。これは学校現場でも非常にご苦労されたのが、機能を制限する、そのために1台1台設定をした上でお渡しするというのだと聞いています。これがこのセキュリティー対策によって、そこが必要なくなるということであれば、学校側の負担も減ってくるということも期待されます。

これから、オンライン授業の活用というのは、当然第6波の感染対策に限らず増えてくるということは、これはタブレットを活用する意味では必要になってきますので、この2年ごとに更新が必要ということかと思いますが、必要であると思いますので、都度きっちり対応いただきたいというふうに申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

今回、議案は一つしかありませんけれども、一般会計補正予算（第6号）につきまして、通告で歳入についてということと、歳出の経済支援対策事業についてを上げさせていただいておりまして、まず歳入についてなんですけれども、いろいろと今回、国庫補助であるとか県の補助金もありますけれども、項目が上がっておりまして、その中でも特に、子ども・子育て支援交付金、国ですけれども、これ県の地域子ども・子育て支援事業費補助金とも絡む問題だと思いますけれども、あと学校保健特別対策事業費補助金、これは国庫補助ですけれども、特にこの2点について、通告で補助金の目的や活用の考え方についてというふうに上げさせてもらっていますけれども、ちょっと一括してお聞きしたいなと思っております。

まず、今回のこのコロナの第5波というのがありまして、何とか今日も市長の挨拶の中にもありましたけど、落ち着きを見せているなあというのはありますけれども、この第5波は本当はかなり大変な状況であったと思っております。

その中で、特にこの放課後児童クラブに向けた減収補填である話とか、これはやはり急遽放課後児童クラブの利用が必要やという話になったというので、この辺の話が出たりもしておったわけなんですけれども、まずこの辺の補助金というのは、第5波があったということで急遽創設されたものなのかどうかというのがちょっと気になったんですけど、朝からの質疑の中で、福沢議員の質疑の中では、この第5波以前から一応こういうふうな補助金はちゃんとあって、その活用をしたんだというような話でありました。

そこで、ちょっとまたお聞きしたいんですけど、こういった補助金につきまして、まず上限額

とかいうのは設定されているのかどうか。年に1回ずつぐらいしか使えないのか、その都度使えるようなものなのか。まずその点につきまして、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

子ども・子育て支援交付金につきましては、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的といたしまして、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるために交付されるもので、具体的には放課後児童クラブを扱う放課後児童健全育成事業や、子育て支援センターなどを扱う地域子育て支援拠点事業などを対象としております。県からの地域子ども・子育て支援事業補助金につきましても同様の補助制度となっており、補助率は国・県ともに事業費の3分の1となっております。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴う放課後児童クラブへの補助等となっております。具体的な内容といたしましては、臨時休業への対応のため、午前中からの開所に対する加算や、同期間内における障がいのある児童受入れに対する加算、それから市からの利用自粛要請に伴う利用料の減免による減収分の補填等に要する費用について、指定管理料及び補助金として支払うものでございます。

今年度の国の子ども・子育て支援交付金につきましては、既に8月23日に交付を申請済みとなっておりますが、その際には緊急事態宣言の発令を想定した概算の事業費により申請を行っております。

なお、この交付金につきましては、例年12月頃にまた変更申請等の手続がありますので、正式な通知等は届いておりませんが、本年度も同様のスケジュールを想定しております。今後の変更申請等におきましても、感染状況等を勘案して、できる限り国・県からの交付金が活用できるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

上限というのはいりません。ただ、1日当たり、児童1人日額500円を上限といたしておりますが、本市におきましては、各放課後児童クラブで実施されました減免の内容に応じて、実質分を全額上乘せして補填することとしております。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校保健特別対策事業費補助金につきましては、各学校において感染症対策等を徹底しながら、児童・生徒の学習補償をするための取組を実施するに当たり、その経費の2分の1の補助を受けるものでございます。

これにつきましては、児童・生徒数により学校ごとに上限が設けられているものでございます。まずこれは、500人以上の学校につきましては80万円、さらに300人から500人の規模の学校につきましては60万円、それ以下の学校については40万円、これが上限となっているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

内容を聞かせていただきました。

まず、子ども・子育て支援交付金につきまして、計画に基づいてというようなものがまずあるということでありまして、ただ今回、臨時休業云々の話、計画に多分なかったような話も出てきているんじゃないのかなと思うんですね。ただ、そういったことも含めて、逆に言ったら計画に入れているようなものなのかとか、要は何かと言いますと、今回こういうふうな、想定外じゃないですけども仮に第6波がまた12月末ぐらいに来たとき、同じようなことが起こる可能性もあるわけで、そうすると、これが制度化されているような、制度化とは言わんけれども、そういうことが起こっても大丈夫なような状況なのかどうか。ただ、それこそ慌てて今精算せなあかんのかとか、もしそういうふうな制限があるんやったら、年1回しか出さん、その都度出るんやという、そういうふうな話になるんやったら、状況にもよるんですけども、12月ぐらいの補正で、もうちょっとそういうことが起こり得るんじゃないかという、そういうふうなことも考えなあかんのかなとも思ったもので、そういうふうな検討というのは必要あったのかどうか。いや、その都度出せるからいいんですよというようなものなのか、制度化ではないけれども、そういうふうなことがある程度担保されたような状況になっているのか、ちょっとその点のまず確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（中崎孝彦君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

第6波等、また予想外のそういうような事態が起こった場合につきましてですが、まずは12月頃の変更申請の手续等で余裕を持って変更手続をさせていただきたいというのが一つ。

それから、ただ、国はともかく県については予算の財源に制限があるということもありますので、それについてはできるだけ早めに12月のときに申請して、過不足ないように活用できるように、できるだけ努力をさせていただきたいなあと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

一番の問題としては、それがどれだけ担保できるのかということ、それは一番、実際の事業者さんも気になる場所だと思いますので、それがあつてきめ細やかに動いていただくということでしたもので、それでお願いしたいと思います。

もう一つ、この学校保健特別対策事業費の補助金なんですけれども、学校ごとにやはり上限が決められているということで、今回それに基づいて換気対策、網戸というのがあるわけなんですけれども、これもさっきと同じく、学校ごとというと、これ全部がその上限まで行っているかどうかということについては、これはたしか聞き取りの中とかでは全部行っていないような話ではあつたと思うんですね。そんな中で、一応ヒアリングとか行っているということであつたんですけども、まずこれって上限に全部達しているのかどうか。ただ、その上限をもし超えていなかった場合、そういった学校から何か話が上がってきた場合、その辺についてはちゃんとそれをフォローできるよ

うな、網戸はうちは大丈夫やけれども、またこの辺の施設、これはコロナに関係して直さなあかんのやけどという話が出てきたら、それに対応できるようなものなのか、余っている学校として。その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和3年度の学校保健の特別対策事業費補助金につきましては、先ほどもご説明申し上げましたように、1校当たりの上限額が設けられております。これは既に各学校とも満額の交付決定を受けているところがございますので、この予算執行については当初予算の中で執行する予定というものでございます。

ただ、現時点で網戸の設置のご要望がなかった学校でありますとか、また網戸を設置いたしましてもその上限額に達しなかった学校につきましては、補助金の上限額の枠内ではございますけれども、既決の予算の中、この学校管理費の中で消毒液の購入や衛生用品の購入といったように、学校の裁量の中でまたそれを使っていたとすることで、後日それに対して補助金を充当するということは考えているものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

本来なら、網戸とかは本来の予算で直すべきものだと私は思っておるんですけども、学校の予算は結構限られている、限られていると言う中で、こういうふうなときに乗じてといったらおかしいですけども、やはりこういったときに直していくのは、これは別にあかんとは思っておりませんけれども。

ただ、それだけじゃなくて、やはりここで当然使うだけ使うたらええんやというよりも、本当に必要なものに使っていく上で、それを使うんやったら、もうちょっとタイミングとかも見やなあかん部分はあるんやろうかと思いましたが、ただその辺はきちっと検討されているようですんで、本当に学校の意向に従って、やはり執行していただきたいなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

次に、歳出の経済支援対策事業の増額補正ということで、エールチケットというような話ですけども、これにつきましては朝からいろいろと話、議論もありました。一応これは事業者の目線として、私も一応事業を行っている立場としていろいろと見させていただきますと、ちょっとおいしいという表現もありましたけれども、確かに非常に使いやすい話になっているなというふうに思いました。ただ実際、本当にそれが消費者に行き渡るのかどうかというのは、一番やはり懸念というかポイントなんじゃないのかなとは思っていたんですけど、まずそういった話の根底にある話として、事業者としてこれを扱うに当たって、やっぱり使うとこれが非常に自分のところの利益になる商品とそうじゃない商品、あまり利益にならない商品というのがあろうと思うんです。基本的には同じなんですけれども、それを消費者目線からすると。ただ、事業者の目線からすると、あんまりこの品物は積極的に売りたいわけではないのかもあるんですけどもね。物によってはメーカー側から絶対値引きしてくれるなというふうな話もあったりしまして。その辺でちょっと事業者としてど

うなのかという。

これは今回の説明の中には使用の上限額は書いてあったんですけども、使用できる品物というものの指定、これができるのかどうかというその辺の話がなかったということと、あと販売の上限額、この設定が、使用の上限額は業者ができるということでしたけれども、販売の上限額についての記載がなかったので、販売の上限額もある程度業者が指定できるのかどうか、この点につきまして、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、全ての商品をエールチケットの対象にしなければいけないのかというご質問でありますけれども、例えば特売品とか、先ほど議員が申されましたメーカーからの関係でとか、そういう商品があれば、明確にお客様に分かるような形で表示をしていただくということで、それについては事業者向けのQ&Aといいますか、資料に明らかに明記をさせていただきます。

あともう一点、冊数の上限ということでもありますけれども、全て各店舗、事業者で設定をしていただければ結構でございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

その品物について、業者で指定できるのかどうかという話でしたもので、それを明記するという事は、これを事業者で設定できるということですね。

実際、何年かな、大分前ですけども、三重県のお茶業界でやったことがありますして、同じようなことを。これはプレミアムの商品券事業やったんですけども、1冊1万円分の商品券を7,000円で売れるというふうなことにしまして、これは三重県の茶業組合が率先して始めた、補助金をもらってという事業であったんですけども、当初、販売できるところが市場である水沢茶農協、今は統合されて三重茶農協となっていますけれども、それで亀山茶農協、あとほかのJAさんとか、そういうふうな感じやったもので、これに対してはちょっと業者からクレームがついて、小売部門を持っておるところがそんなん売るんやったら、そこで全部もううちの商品をどうですかとなってしまわないかという話があったもので、そのクレームを受けて、どの事業者でも販売できるようになってしまった。さらに切り売りしてもらってもいいですよという話をもう公言してしまったもので、茶業会議所が。それによって1冊やないと駄目ですというふうには販売できるとか言えなくなってしまったので、要はそこでやっぱり、いわゆる不正みたいなのが疑われ出したわけですね。だから、要は7,000円のチケット分を1万円で売れたことにして、それで7,000円を精算してしまえば3,000円分業者がもうかってしまうわけですね。その不正を防ぐために、1回の取引当たりのレシートと、どういう人が使ったのかという、大体年齢層とか、女性か男性かとか、どこの人やとか、その辺が分かるような最低限の情報みたいなものをアンケート形式で書いてもらって、それをもって、一枚一枚の精算をするみたいな話やったもんで、こんなもんはつきり言って手間ばっかりかかってしゃあないやないかというようなクレームもあったりしましてね。そういう意味で事業者に関しては、これは非常に不評やったんですけども、そういう意味で事業者目線としては、

基本的にはやはり事業者支援やということで、そういう意味では非常に事業者にとっては使いやすい制度になっているなどは思います。

いろいろ言いましたけれども、ただ事業者支援としては、これはこれでええとは思いますが、一方で肝腎の消費者にとってはどうなのかという話ですね。私もちょっと、さっきもいろんな議員さんと話をしていたんですけども、ここの業者さんでもし扱うんやったら買いたいと思っている人らが既に売り切れてしまいましたとか言われてしまうのもあれですし、実際その消費者目線からすると、どこで扱っているのかというのを、一応広報でということでしたけれども、広報に間に合わなかった人にとって、随時更新とかいうのはあるんですけども、ホームページとかで、ただ、ホームページをあんまり見られへんようなお年寄りにとっては、やっぱりその都度何か、その後もチラシを出すとか、そういった周知も要るようになってくるのかなという気もするんですけどね。

それともう一つ、不正ではないですけども、意図的に売らんと、それで20万だけせしめるみたいなことも出てくるん違うかみたいな話もありましたけれども、私はそれ以上にちょっと懸念されるなと思ったのが、実際これに応募して20万をもらいましたと、実際皆さんに売ってもらいますと、それで6,000円分を5,000円で売ります。これが事業者によっては、その10倍ぐらいでも十分意味があるような高額の商品を扱っているようなところやったら、当然120万分なんかあつという間にはけるかなとは思いますが、その上で実はもう火の車の経営をしているところやったら、20万をもらって、実際そういうふうな人らに売ったはええけれども、その後悪意があるか別にしても倒産してしまった場合、もう一気に焦げついてしまうわけですね、それが。消費者としては信用して買うたんはええけれども、それが使えなくなってしまうと。実際、倒産してしもうた以上は、これは計画倒産とかもありますけれども、それははっきり明らかに詐欺行為になるんですけども、ほんまに努力して倒産してしまった場合は詐欺行為に当たらなくなるんですね、結局。そうすると、消費者としてはまずそれだけで損害になってきてしまうもので、そういったときに結局、市の責任はどうなんやという話が出てくるかも分からないので。

ちょっと、さっき言うたような消費者に対してのええ意味でのPRと、そういうネガティブな部分での注意してくださいねというような、この辺の注意喚起みたいなのも含めて、やっぱり市としてはしっかりやっていかなあかんと思いますけれども、その点をちょっとどういうふうに考えていらっしゃるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、このエールチケットでありますけれども、基本的に購入後の返品はできないということで整理をさせていただいております。当然、3月31日の使用期間ですね、来年の。それを過ぎたら使用できないと、使い切れなかった場合についても返品はできないというふうにしております。

今、議員からご指摘いただきました、例えば、市民の方の購入後に万が一倒産した場合にはもう使えなくなるということになりますけれども、そのようなケースがあり得るということについても、しっかりこれについては周知をさせていただいて購入をしていただくと、そのようなことで考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっとネガティブな話ばかりでしたもんで。

消費者としては、やはりせっかくこういうふうな、言ってみれば市を挙げた一大イベントですよ。それで消費イベントであるもので、それに対して11月末までに間に合わんだ場合は、上限にすぐ達するかも分かりませんが、300件に。そうやけど、まだ余裕があった場合、11月以降、12月に入ってからでも当然新しくエールチケットというのをお願いしますという業者さんも見えるかも分らん。その人らはホームページ以外でも何らかのチラシとか、そっちのほうはないのかという話は聞いたんですけどね。

その辺の考え方も含めまして、やはり消費者にとってどうなんやというのが、なかなかちょっと見えにくい。やっぱり事業者支援とはいうんですけれども、事業者が相手にしておる消費者、これがやっぱり全てやと思いますもので、その消費者にとってどうなのかというのを、やはり今から事業者にも説明なりなんなりでしていくと思いますので、その点だけしっかりしていただきたいと思います。やはり消費者にとってどうなのかというところをまず考えること、当然これは事業者として考えなあかんことではあるんですけど、消費者にとってどうなのかというのは。それとは別に、やはり市としてもその辺のことを意識しておく必要があると思いますんで、そのことだけ申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第82号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第82号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（中崎孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日12日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時52分 散会)

令和3年11月12日

亀山市議会臨時会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和3年11月12日（金）午前10時 開議

第 1 議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

●追加日程

第 1 副議長の辞職許可

第 2 副議長の選挙

第 3 閉会中の継続調査について

第 4 議案第83号 亀山市監査委員の選任同意について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	青木正彦君
健康福祉部長	小林恵太君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	服部政徳君	危機管理監	豊田達也君
総合政策部次長	田中直樹君	生活文化部次長兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	産業建設部次長	亀淵輝男君
総合政策部参事	原田和伸君	産業建設部参事	田所学君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君

地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教育長	服部 裕 君	教育部長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜井 伸仁 君	監査委員	国分 純 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事務局 長	松村 大 君

●事務局職員

事務局 長	渡邊 靖文	議事調査課長	大泉 明彦
書 記	新山 さおり	書 記	西口 幸伸
書 記	大川 真梨子	書 記	廣森 健一

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第2号により取り進めます。

それでは、昨日の本会議におきまして予算決算委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第82号を議題とします。

予算決算委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第82号 令和3年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について

原案可決

令和3年11月11日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

新 秀隆 予算決算委員会委員長。

○5番（新 秀隆君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

昨日の本会議で当委員会に付託のありました議案第82号令和3年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についての審査に当たるため、同日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

歳出の衛生費、保健衛生費、予防費、予防衛生事業の増額補正において、ワクチン接種事業を担う医師、看護師の person 費に関する質問がありました。これについては、医師が1万2,000円、看護師が4,500円で単価に変更はないが、接種体制の強化のため、国の上乗せ制度として補助事業について県から発表があり、各医療機関に支払う補助金を今回の補正に計上しているとの答弁でありました。

次に、3回目の接種開始時期に関する質疑がありました。これについては、3回目の接種は2回目接種から8か月を経過した方が対象となることから、医療従事者が12月下旬から来年1月、一般の方が来年1月中旬から下旬をめどに接種を開始できるよう検討しているとの答弁でありました。

次に、歳出の商工費、商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について、多くの事業者が参加できるよう、1事業者に支給するチケットを200冊に限定しないほうがよいのではないかとの質疑があり、これについては、100冊、200冊の2段階にすることも検討したが、精算が不要であり、結果として余ればその分は販売促進に充てられることから、事業者は200冊を選択すると推測したとの答弁でありました。

次に、事業者の応募が予算の300件を超えた場合の対応に関する質疑があり、これについては、追加補正は行わず、この事業を検証した結果、効果があるのであれば、令和4年度に再度事業立案について考えていくとの答弁でありました。

次に、教育費、小学校費及び中学校費、教育振興費、情報教育推進事業の増額補正において、児童・生徒用タブレット端末に導入するフィルタリングの内容に関する質疑があり、これについては、有害サイトに接続できないよう設定できるほか、利用時間の制限やインターネットを介して端末に侵入する有害ソフトの遮断などができるとの答弁がありました。

次に、小・中学校が自宅にタブレット端末を持ち帰れる時期に関する質疑があり、これについては、冬休み中にフィルタリングソフトの設定を行い、3学期当初から運用したいと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第82号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第82号について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、議案第82号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第6号)について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中崎孝彦君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第82号令和3年度亀山市一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時07分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長(中崎孝彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の尾崎邦洋議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長(渡邊靖文君) 「辞職願朗読」

○議長（中崎孝彦君）

お諮りします。

尾崎邦洋議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

尾崎邦洋議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（中崎孝彦君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（中崎孝彦君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

○議長（中崎孝彦君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（渡邊靖文君）

1 番 草 川 卓 也 議 員

2 番 中 島 雅 代 議 員

3番 森 英之 議員
4番 今岡 翔平 議員
5番 新 秀隆 議員
6番 尾崎 邦洋 議員
8番 豊田 恵理 議員
9番 福沢 美由紀 議員
10番 森 美和子 議員
11番 鈴木 達夫 議員
12番 岡本 公秀 議員
13番 伊藤 彦太郎 議員
14番 前田 耕一 議員
15番 前田 稔 議員
16番 服部 孝規 議員
17番 小坂 直親 議員
18番 櫻井 清蔵 議員
7番 中崎 孝彦 議員

○議長（中崎孝彦君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（中崎孝彦君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

3番 森 英之 議員及び

9番 福沢 美由紀 議員

を指名します。

両議員の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（中崎孝彦君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票12票、無効投票6票、有効投票中、今岡翔平議員12票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、今岡翔平議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今岡翔平議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

4番 今岡翔平議員、ご挨拶をお願いします。

○4番（今岡翔平君登壇）

このたび副議長に就任させていただくことになりました今岡翔平と申します。

まずは市議会の皆様に御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

まだまだ若輩者で経験も力も不足しているとは思いますが、中崎議長を支えて精いっぱい頑張りたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

暫時休憩します。

（午前10時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。各委員会の委員及び委員長、副委員長については、お手元に配付いたしました文書※本頁、次頁掲載のとおりでございますので、ご覧おきください。

※ 常任委員会委員名簿

	総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
委員長	10番	森 美和子	18番	櫻井清蔵	11番	鈴木達夫
副委員長	1番	草川卓也	3番	森 英之	2番	中島雅代
委員	6番	尾崎邦洋	4番	今岡翔平	5番	新 秀隆
	12番	岡本公秀	8番	豊田恵理	13番	伊藤彦太郎
	15番	前田 稔	9番	福沢美由紀	17番	小坂直親
	16番	服部孝規	14番	前田耕一		

※ 予算決算委員会委員名簿

	議席	氏 名
委員長	17番	小坂直親
副委員長	13番	伊藤彦太郎
委員	1番	草川卓也
	2番	中島雅代
	3番	森英之
	4番	今岡翔平
	5番	新 秀隆
	6番	尾崎邦洋
	8番	豊田恵理
	9番	福沢美由紀
	10番	森 美和子
	11番	鈴木達夫
	12番	岡本公秀
	14番	前田耕一
	15番	前田 稔
	16番	服部孝規
18番	櫻井清蔵	

※ 議会運営委員会委員名簿

	議席	氏 名
委員長	12番	岡本公秀
副委員長	13番	伊藤彦太郎
委員	2番	中島雅代
	3番	森英之
	10番	森 美和子
	11番	鈴木達夫
	16番	服部孝規

○議長（中崎孝彦君）

次に、お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 ・ 議会の運営に関する事項
 ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

令和3年11月12日

議会運営委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

続いてお諮りします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後 1時02分 休憩)

(午後 2時00分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、議案第83号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第83号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第83号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員のうちから選任する監査委員として、豊田恵理議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

本案は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第83号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第83号について起立により採決を行います。

議案第83号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第83号亀山市監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

ただいま同意をされました8番 豊田恵理議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いします。

8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

まずはご賛同いただきありがとうございます。

監査という重責に身が引き締まる思いである一方で、これから新しい仕事をさせていただくという事で期待感でいっぱいです。しっかり頑張ってまいりますので、これからもご指導をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

以上で、本臨時会の議事を全て終了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和3年第2回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時05分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月12日

議 長 中 崎 孝 彦

5 番 新 秀 隆

14 番

前 田 耕 一